

戸田市児童福祉審議会条例新旧対照表

令和 7 年 2 月 日

こども健やか部子育て支援課

改正前	改正後(案)
<p style="text-align: center;"><u>戸田市児童福祉審議会条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、<u>戸田市児童福祉審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>審議会</u>は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>審議会</u>は、委員<u>14人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>児童福祉について識見を有する者</u></p> <p>(2) <u>児童福祉に関する事業に従事する者</u></p> <p>(3) <u>公募による市民</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>戸田市こども・子育て会議条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、<u>戸田市こども・子育て会議</u>(以下「<u>こども・子育て会議</u>」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>こども・子育て会議</u>は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 <u>こども・子育て会議</u>は、委員<u>17人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>こども・子育て支援に関し学識経験がある者</u></p> <p>(2) <u>こども・子育て支援に関する事業に従事する者</u></p> <p>(3) <u>関係団体の代表者</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>審議会</u>に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>審議会</u>を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>審議会</u>の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>審議会</u>の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(書面等による審議)</p> <p>第6条の2～第7条 (略)</p> <p>(会議公開の原則)</p>	<p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>(5) <u>公募による市民</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>こども・子育て会議</u>に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、<u>こども・子育て会議</u>を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>こども・子育て会議</u>の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>こども・子育て会議</u>の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>こども・子育て会議</u>の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(書面等による審議)</p> <p>第6条の2～第7条 (略)</p> <p>(会議公開の原則)</p>

改正前	改正後(案)
<p>第8条 <u>審議会</u>の会議は、公開するものとする。</p> <p>2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき又は<u>審議会</u>において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 <u>審議会</u>の庶務は、こども健やか部子育て支援課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、<u>審議会</u>の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第8条 <u>こども・子育て会議</u>の会議は、公開するものとする。</p> <p>2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき又は<u>こども・子育て会議</u>において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 <u>こども・子育て会議</u>の庶務は、こども健やか部子育て支援課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、<u>こども・子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u></p> <p>(<u>戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</u>)</p> <p>2 <u>戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第2条第41号を次のように改める。</u></p> <p>(41) <u>こども・子育て会議委員</u></p>

改正前	改正後(案)
	<p><u>別表第1の4 1項中「児童福祉審議会」を「こども・子育て会議」に改める。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p><u>3 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市こども・子育て会議条例第3条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。</u></p>